参考資料 2

令和7年11月27日(木)

厚生労働省設置法(抄)

(平成11 年7月16 日法律第97号)

(厚生科学審議会)

- 第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ー 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
 - イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する る重要事項
 - ロ 公衆衛生に関する重要事項
 - 二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
 - 三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。
 - 四 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)、臨 床研究法(平成二十九年法律第十六号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、予防接種法(昭和二十三年法律第 六十八号)、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)、生活衛生関係営業の運営の 適正化及び振興に関する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 二十六年法律第五十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するこ と。
- 2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)

の規定に基づき、この政令を制定する。内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第八条第二項

(所掌事務)

属させられた事項を処理する。 進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の規定に基づきその権限に で成二十五年法律第百十一号)及びプラスチックに係る資源循環の促 法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律 第一条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、厚生労働省設置

(組織)

第一条の二 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 委員を置くことができる。 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時
- を置くことができる。 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員

(委員等の任命)

臣が任命する。第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大

生労働大臣が任命する。

生労働大臣が任命する。

専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚

(委員の任期等)

者の残任期間とする。第三条の残任期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が

終了したときは、解任されるものとする。

- したときは、解任されるものとする。 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2

を代理する。
 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務

(分科会)

とおりとする。の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会

生活衛生適正化分科会 一 生活衛生関係営業生活衛生適正化分科会 一 生活衛生関係営業		
一 生活衛生関係営業に関する重要事項を 一 生活衛生関係営業の運営の適正化及び 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び 正属させられた事項を処理すること。 に関する法律の規定により審議会の権限 に関する法律の規定とより審議会の権限 に関する法律の規定とよりを表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	所 掌 事 務 一 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十	

- 員は、厚生労働大臣が指名する。 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委
- 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任

3

する。

- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員
- 議決とすることができる。
 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の

(部会)

ができる。
第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くこと

- れる部会にあっては、分科会長)が指名する。
 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置か
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- の議決とすることができる。いて同じ。) は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会6 審議会 (分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項にお

(議事)

なければ、会議を開き、議決することができない。 第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席し

- たものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席し
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

要な協力を求めることができる。は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとき

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、

活衛生課において処理する。衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省健康・生活衛生局生は厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課において、生活及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係るものについて

(雑則)

関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。第十条。この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に

厚生科学審議会運営規程

一部改正 平成十九年一月二四日(平成十三年一月一九日 厚生科学審議会決定)

に基づき、この規程を制定する。 厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)第十条の規定

第一条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、会長が 招集

- 場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、 に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(審議会の部会の設置) 同じ。)を設置することができる。 (分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて

2 査審議させることができる。 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して

科会又は部会に付議することができる。<

(三条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、(諮問の付議) 当該諮問 を分

(分科会及び部会の議決)

第四条 分科会及び部会の議決は、 とすることができる。 会長の同意を得て、 審議会の 議決

他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、 非公開とすることができる。 合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、 会長は、会議を

など必要な措置をとることができる。2 会長は、会議における秩序の維持のため、 傍聴人の退場を命ずる

(議事録)

第六条 ものとする。 審議会における議事は、 次の事項を含め、 議事録に記載する

三 議事となった事項 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員 一 会議の日時及び場所

の氏名

益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、議事録の全おそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼす 部又は一部を非公開とすることができる。

3 するものとする。 会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、

(分科会の部会の設置等)

第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、 会を設置することができる。 分科会に諮 って 部

- 2 事項を前項の部会に付議することができる。 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、 当該付 議
- 3 することができる。 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、 分科会の議決と
- 分科会長は、必要があると認めるときは、 二以上の部会を合同

て調査審議させることができる。

第八条 部会長は、必要があると認めるときは、(委員会の設置) を設置することができる。 部会に諮って委員会

(準用規定)

あるのは、分科会にあっては「分科会長」、部会にあっては「部会する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」と第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用 読み替えるものとする。科会に属する委員」、部会にあっては「当該部会に属する委員」とのよっては、分科会にあっては「当該分長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあっては「当該分

(雑則)

第十条 この規程に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運 営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。